

参 考 資 料

- (1) 都市計画マスタープラン策定経緯..... 1 2 2
- (2) 都市計画マスタープラン策定の体制等... 1 2 3
- (3) 用語の解説..... 1 3 4

(1) 都市計画マスタープラン策定経緯



年月日	内 容
平成 19 年 9 月 10 日	市報ごせんによる広報
平成 19 年 9 月 25 日	第 1 回策定委員会・策定調整委員会（合同会議）
平成 19 年 9 月 27 日	第 1 回市民まちづくり会議
平成 19 年 9 月	市ホームページによる情報配信の開始
平成 19 年 9 月	市民アンケート実施（市民 3000 名に配布）
平成 19 年 10 月 25 日	市報ごせんによる広報
平成 19 年 10 月 27 日	第 2 回市民まちづくり会議
平成 19 年 11 月 10 日	市報ごせんによる広報
平成 19 年 11 月 26 日	第 2 回策定調整委員会
平成 19 年 12 月 7 日	第 3 回市民まちづくり会議
平成 19 年 12 月 21 日	第 3 回策定調整委員会
平成 19 年 12 月 25 日	市報ごせんによる広報
平成 20 年 2 月 15 日	第 4 回市民まちづくり会議
平成 20 年 2 月 27 日	第 4 回策定調整委員会
平成 20 年 3 月 21 日	第 2 回策定委員会
平成 20 年 3 月 27 日	五泉市都市計画審議会
平成 20 年 5 月 29 日	第 5 回策定調整委員会
平成 20 年 6 月 11 日	第 5 回市民まちづくり会議及び第 6 回策定調整委員会（合同会議）
平成 20 年 8 月 6 日	第 6 回市民まちづくり会議及び第 7 回策定調整委員会（合同会議）
平成 20 年 8 月 26 日	庁内政策会議
平成 20 年 9 月 2 日	第 3 回策定委員会
平成 20 年 10 月 21 日	市長協議
平成 20 年 10 月 27 日	第 8 回策定調整委員会
平成 20 年 11 月 21 日	第 7 回市民まちづくり会議
平成 20 年 12 月 3 日	第 4 回策定委員会
平成 20 年 12 月 10 日	市報ごせんによる広報
平成 20 年 12 月 19 日 ～平成 21 年 1 月 23 日	パブリックコメント
平成 20 年 12 月 25 日	市報ごせんによる広報
平成 21 年 2 月 14 日	都市計画マスタープランシンポジウム（於：五泉市立図書館）
平成 21 年 2 月 25 日	五泉市都市計画審議会
平成 21 年 3 月 25 日	市報ごせんによる広報
平成 21 年 3 月	市議会（報告）

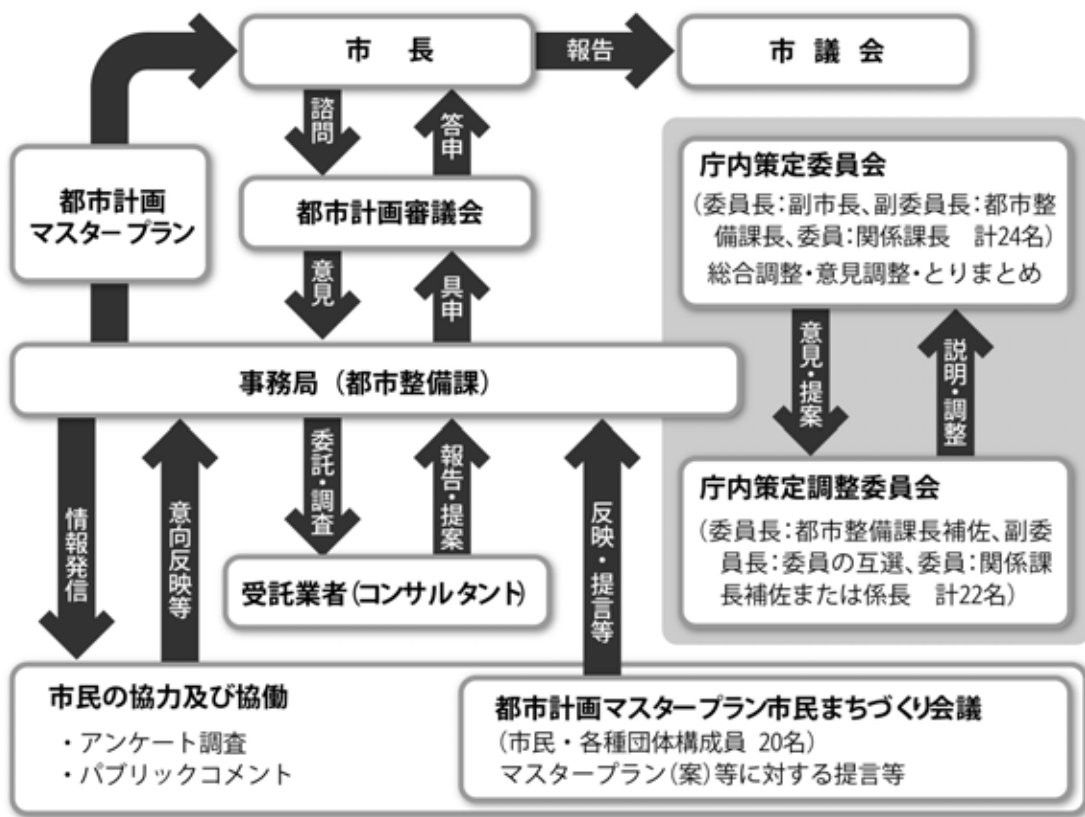
この間、庁内関係課及びその他関係機関と適宜協議しました。



(2) 都市計画マスタープラン策定の体制等

1) 策定体制

五泉市都市計画マスタープランの策定は、以下の図に示す体制で行いました。
次頁に主な会議の設置要綱を掲載しました。



図．五泉市都市計画マスタープラン策定体制図

五泉市都市計画マスタープラン庁内策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）を策定することを目的とし、五泉市都市計画マスタープラン庁内策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 都市計画マスタープランの策定及び変更に関すること
- (2) 都市計画マスタープランの推進及び進行管理に関すること
- (3) 都市計画に関する施策及び事業の総合調整に関すること
- (4) その他都市計画行政の推進に関し必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は副市長、副委員長は都市整備課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、その代表となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長になる。

- 2 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(調整委員会)

第6条 委員会に、第2条に規定する事項について、専門的に調査、検討又は調整するため、五泉市都市計画マスタープラン庁内策定調整委員会（以下「調整委員会」という。）を設置する。

- 2 調整委員会は、調整委員長、調整副委員長及び調整委員をもって組織する。
- 3 調整委員長は、都市整備課長が指名した者、調整副委員長は調整委員の互選をもって充て、調整委員は別表第2に掲げる組織のうちから、所属長が指名する者をもって充てる。
- 4 調整委員会は、調整委員長が招集し、会議を主宰する。
- 5 調整副委員長は、調整委員長を補佐し、調整委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 第3項に掲げる者のほか、委員長が必要と認めるときは、指名する者を調整委員会に加えることができる。
- 7 調整委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。
- 8 調整委員長は、当該調査、検討又は調整した内容について、委員長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市整備課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月12日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

総務課長 支所長 企画政策課長 財政課長 農林課長(本庁) 農林課長(支所) 商工観光課長(本庁) 商工観光課長(支所) 環境保全課長 市民課長(支所) 高齢福祉課長 健康福祉課長 こども課長 地域福祉課長(支所) 上下水道局長 学校教育課長(本庁) 学校教育課長(支所) 生涯学習課長(本庁) 生涯学習課長(支所) 都市整備課長(支所) 農業委員会局長 消防長

別表第2 (第6条関係)

総務課 企画政策課 財政課 農林課(本庁) 農林課(支所) 商工観光課(本庁) 商工観光課(支所) 環境保全課 市民課(支所) 高齢福祉課 健康福祉課 こども課 地域福祉課(支所) 上下水道局 学校教育課(本庁) 学校教育課(支所) 生涯学習課(本庁) 生涯学習課(支所) 都市整備課(支所) 農業委員会 消防本部

五泉市都市計画マスタープラン市民まちづくり会議設置要綱

(設置)

第1条 五泉市都市計画マスタープラン(以下「都市計画マスタープラン」という。)の策定にあたり、市民の意見をこれに反映させるため、五泉市都市計画マスタープラン市民まちづくり会議(以下「まちづくり会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 まちづくり会議は、次に掲げる事項について提言等を行う。

- (1) 都市計画マスタープランに関すること
- (2) その他都市計画行政の推進に関し必要と認められる事項

(組織)

第3条 まちづくり会議は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、市民及び各種団体の構成員から市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該都市計画マスタープランの策定の終了をもって終わるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 まちづくり会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の中から市長が指名する。

3 会長は会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 まちづくり会議の会議は、会長が必要と認めるときに招集する。

2 まちづくり会議の会議においては、会長が議長となる。

3 まちづくり会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 まちづくり会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(部会)

第7条 都市計画マスタープランの策定について部門別に協議及び検討するため、まちづくり会議に部会を置くことができる。

2 部会は、まちづくり会議の委員で構成する部会員で組織する。

3 第5条及び前条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「まちづくり会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」とする。

(庶務)

第8条 まちづくり会議の庶務は、都市整備課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、まちづくり会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月13日から施行する。

五泉市都市計画マスタープラン市民まちづくり会議 委員名簿

(順不同、敬称略)

No.		氏名	備考(各種団体名等)
1	商工業	山口 喜代美	五泉商工会議所
2		五十嵐 忠	村松商工会
3		八田 雅昭	五泉ニット工業協同組合
4		小黑 博	五泉商業協同組合
5		五十嵐 晴美	五泉市咲花観光協会
6		瀧澤 修	村松観光協会
7	農業	刈部 達男	早出川土地改良区
8		樋口 哲夫	新潟みらい農業協同組合
9		松尾 タカ子	農業委員会
10	建設	塚野 健司	新潟県建築士会 五泉分会
11		羽田 久	新潟県建築士会 村松分会
12	教育	木伏 淳	五泉市体育協会
13		番場 靖明	五泉市PTA連絡協議会
14	環境	黒井 勇作	五泉市公衆衛生協会(五泉)
15		佐久間 武司	五泉市公衆衛生協会(村松)
16	福祉	加藤 美智子	五泉市社会福祉協議会
17	その他	渡部 孝明	市民(公募:五泉地区)
18		廣沢 真美	市民(公募:五泉地区)
19		石本 透	市民(公募:村松地区)
20		五十嵐 弘	市民(公募:村松地区)

2) 市民まちづくり会議の意見書

五泉市都市計画マスタープラン市民まちづくり会議は、全7回の会議を経て、事務局の示す都市計画マスタープラン素案の内容を了承したうえで、計画素案及び計画の実行に対する意見書を市長へ報告することで終了しました。

以下に、意見書全文を掲載します。



写真：市民まちづくり会議の開催状況

平成20年12月8日

五泉市長 五十嵐 基 様

五泉市都市計画マスタープラン市民まちづくり会議
会 長 小黒 博

五泉市都市計画マスタープランについて（意見書）

五泉市都市計画マスタープランの策定に際して組織された「市民まちづくり会議」では、平成19年9月27日より7回にわたり会議を開催し、検討を行ってまいりました。

その結果、「五泉市都市計画マスタープラン（素案）」について基本的に了承し、以下に意見（要望・提案）として整理いたしました。

記

都市計画マスタープランをもとに今後の都市づくりを実施するにあたっては、市民意識調査をはじめ多くの市民の意見や提案等にも十分配慮し、五泉市民が一体となり、元気で活力のある都市になることを目指して、掲げた方針に沿って各取り組みを着実に推進されるようお願いいたします。

私たち市民まちづくり会議委員は、五泉市民として郷土に愛着と誇りを持ち、これからの五泉市の都市づくりにそれぞれの立場から積極的に参画したいと考え、次の意見をとりまとめたものです。

なお、各会議において出された意見や取りまとめた成果は、都市計画マスタープランの最終決定に向けた基礎資料として活用いただくとともに、わかりやすく整理し都市計画マスタープラン成案と併せて市民への公表をお願いします。

1. 都市計画マスタープラン素案（以下、「計画案」という）について

計画案を広く市民へ周知し、市民・企業・行政等、各々の自立と連携により、これからの五泉市の都市づくりを計画的かつ効率的に進めていくよう希望したい。

(1) 目標とする都市像について

総合計画に掲げられている「五泉市版コンパクトシティ」の具体的な展開として掲げた、目標とする都市像『2つの市街地の魅力向上と連携、集落環境との調和』を実現するため、中心市街地への都市機能の集約、都市機能の無秩序な拡散防止はもとより、五泉と村松の2つの市街地それぞれの個性を尊重しつつ、相互に連携発展していくよう留意されたい。

また、市民の約50%が農村集落部（用途地域外）に居住していることから、都市と農村地域との調和・連携を充足し、水循環や生態系等、快適で安全な都市生活の基盤をなすと言える農山村部における自然環境の保全や生活利便性確保への配慮を求めたい。

(2) 5つの戦略について

計画案で掲げた 5 つの戦略について、以下の意見をふまえ、着実な取り組みの実施を図られたい。

1) 戦略 1 都市の魅力向上

市民のみならず、多くの人が五泉市に住みたい・住み続けたいと思えるような魅力的な都市づくりを目指し、様々な分野の施策の連携実施を求めたい。

具体的には、自然・歴史・文化・温泉資源など地域価値の保全・活用による「個性豊かなまちづくり」をはじめ、「活力あるまちづくり」の原動力をなす産業連携や新たなビジネスの創出を求めたい。また、五泉ならではの景観や美観の保全・創出が市民のみならず訪れる人にとっても「暮らしてみたいまちづくり」、そして、暮らしの安全・安心が保障された「健康・健全に暮らせるまちづくり」はもちろんのこと、環境への配慮が「心豊かなまちづくり」につながっていくことを期待したい。

こうしたまちづくり全体が「参加と協働」によって持続的発展が可能となるよう、多彩で柔軟な対応を求めたい。

2) 戦略 2 街なかの再生

五泉・村松各々の産業や歴史・文化的特徴を踏まえつつ、時代の変化に対応した個性豊かで利便的な中心市街地の活性化を求めたい。

具体的には、空き店舗や空き地の有効活用を含む魅力的な中心商店街の形成にあたり、かつて盛況を呈したニット等の地域産業の新たな展開や、農村地域や観光との連携等、新たな雇用創出につながる取り組みへの支援を求めたい。

また、城下町の風情を活かした街並み形成や清流環境等、五泉ならではの街なか景観・美観・潤い空間の充実を図られたい。

街なかの商業機能と既存の郊外店舗との共存を目指しつつ、無秩序な市街化に対しては適正な規制を考慮するとともに、開発にあたっては周辺景観や市民生活との調和に配慮する等、一体のまちづくりとしての理解促進を求めたい。

五泉市版コンパクトシティ実現に向け、街なか居住や職住近接を進めるとともに、必要な都市施設の集積・配置、移動システムの充足、防災・防犯体制の強化を求めたい。

「五泉で暮らし、働く」だけでなく、「五泉で暮らし、新潟市などで働く」かたちも想定し、賑わいのある商業環境とともに良好な居住環境の形成を図られたい。

3) 戦略 3 農村集落環境の維持と保全

農村集落地は、全市民の約 50%が暮らす重要な生活空間であり、かつ、安全・安心な農産物の供給を支える重要な役割を果たしていることから、生活環境の保全と改善向上の一層の推進を求めたい。特に、一旦市街化されてしまった農用地は元へ戻すことが困難であるとの認識に立ち、集落や街を取り囲む現況の農用地の保全を求めたい。

また、農村集落地特有の自然豊かな景観と支え合いの精神のコミュニティを大切に守りながら、街との多様な「つながり」を拡げ、深めていき、結果として「農村」にも「街」にもお互いに活力が生まれてくるような取り組みの積極的な推進を求めたい。

なお、街なかにも遊休農地が散在することから、こうした遊休農地をはじめ、街なかの空き地、空き家、空き店舗に関しては、「街と農村との交流」の観点からも活用推進を求めたい。

4) 戦略 4 移動環境の保全

高齢化の進行や低炭素社会の実現に向け、歩行をはじめ様々な移動環境の充実が求められる中、五泉市においては自動車による移動も当面は欠かせない手段となることから、必要な道路は引き続き整備検討を求める。その一方で、自動車運転のできない市民の移

動手段の一つであり、環境にもやさしいバス等の地域公共交通サービスの維持と強化を図られたい。

地域の足としてかせないコミュニティバスについては、買い物や通院等の利用に限定せず観光ルートを含めたり、また既存のスクールバスや福祉関連バスの統合整理により、効率的運行のみならず交流の場を生むような多面的な利用促進を求めたい。

また地域公共交通の効率的・効果的な利用促進のために、公共公益施設等の配置や無秩序な市街化の抑制など土地建物の適正な配置誘導に努めていただきたい。

さらに、これからの時代においては、歩行環境の充実に力点を置き、安全で快適な歩行・自転車通行環境や滞留空間についても更なる整備充実を求めたい。

具体的には、市街地内を通過するだけの交通や朝夕の局所的な混雑を改善し、円滑で安全な道路交通環境づくりを図るための、市街地環状道路整備や交差点改良などの対策を推進されたい。

JR五泉駅は、市民及び来訪者の利用する市の玄関口として重要な拠点であり、施設のバリアフリー化や駐車場整備などを図られたい。特に、駅南口の利便性向上に向け、鉄道跡地の活用を見据えた取り組みの早期具体化を願いたい。

また、両市街地を結ぶ主要地方道新津村松線については、将来の五泉市にとって重要かつシンボルとなる「基幹都市軸」として位置づけたことから、鉄道跡地の活用も含めて、その整備促進に一層の配慮を願いたい。

なお、新たな道路整備に際しては、投資効率性を判断し、整備効果が十分に認められる事業の推進を優先して図られたい。

5) 戦略5 参加協働の仕組みづくり

都市づくりの主体である市民をはじめ、市民団体、企業、行政に来訪者も加えて、それぞれが役割と責任を担いながら、協働で取り組んでいく仕組みの構築を求めたい。

具体的には、都市計画マスタープランの維持管理を行う体制づくり、地域コミュニティ組織活動に対する適切な行政支援、情報公開、多彩な事業展開における行政の関係各課連携などを求めたい。

2. 計画案をふまえた将来のまちづくりについて

計画が絵に描いたもので終わらないよう、市民の理解と参加を積極的に促すとともに、方針に沿った取り組みが着実に実行されていることを常に注視していただきたい。

またそうした取り組みを市民へ適宜公表し、必要に応じて軌道修正することも含めて、持続発展的な都市づくりを図られたい。

以上

3) 五泉市都市計画審議会

五泉市都市計画審議会では、計画策定開始後の平成19年7月9日付の市長から諮問を受け、事務局の示す都市計画マスタープランの内容について審議してきましたが、平成21年2月25日開催の審議会において計画原案について内容が了承され、同年3月3日付で市長へ答申書が提出されました。

五 都 第 767号
平成19年7月 9日

五泉市都市計画審議会
会長 伊藤 清彌 様

五泉市長 五十嵐 基

五泉市都市計画マスタープランについて（諮問）

平成18年1月1日、新・五泉市が誕生し、現在第1次五泉市総合計画を策定しているところであります。

さて、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、都市計画法により『住民参加のもとに、市町村自らが「都市計画に関する基本的な方針」を定める』とする制度（都市計画法第18条の2）に基づき五泉市都市計画マスタープランを策定する必要があります。

本計画は、第1次五泉市総合計画並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（五泉都市計画区域マスタープラン）に、即して策定するものであります。

都市計画審議会は、都市計画法によりその権限に属させられた事項について調査審議することとされています。五泉市都市計画マスタープラン原案について、貴審議会より答申をいただきたく、ここに諮問します。

五都審第 36 号
平成21年3月3日

五泉市長 五十嵐 基 様

五泉市都市計画審議会
会長 伊藤 清瀬

五泉市都市計画マスタープランについて（答申）

平成21年2月25日開催された、五泉市都市計画審議会に諮問されました
標記の件について原案どおり承認されましたので答申いたします。

(3) 用語の解説



【アクティブシニア】

元気な中高年のこと。

【オープンスペース】

主に建物が建っていない緑地や空き地のこと。

【外部不経済】

ある企業や消費者の経済活動が、市場取引によらずに第三者に不利益・損害を与えること。公害などの環境汚染が代表例。

【環境教育】

環境や環境問題に関心・知識をもち、人間活動と環境とのかかわりについての総合的な理解と認識にたつて、環境の保全に配慮した望ましい働きかけのできる技能や思考力、判断力を身に付け、持続可能な社会の構築を目指してよりよい環境の創造活動に主体的に参加し、環境への責任ある行動をとることができる態度を育成すること。

【環境保全型農業】

可能な限り環境に負荷を与えない(または少ない)農業、農法のこと。農業の持つ物質循環機能を生かし、土づくり等を通じて化学肥料や農薬の投入を低減し、環境負荷を軽減するよう配慮した持続的な農業生産方式をいう。

【協働】

複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動することをいう。

【暮らし・にぎわい再生事業】

中心市街地の再生を図るため、内閣総理大臣による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区について、都市機能のまちなか立地、空きビル再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援することにより、まちなかに公共公益施設等の都市機能等の導入を図る事業。

【グループホーム】

「Group Home」。数人の認知症高齢者が共同住居に住み、職員とともに日常の家事を行うことで症状の進行を遅らせ、家庭介護の負担を軽くする施設。平成 12 年の介護保険導入後、急速に増えた。

【景観形成事業推進費】

平成 16 年度に創設された国土交通省の予算。

豊かで質の高い国民生活の実現に向けて、良好な景観の形成とこれによる観光立国の

推進にも資する事業及び調査について、年度途中であっても積極的に支援・推進するもの。

【景観法】

景観に関わる法律。平成 16 年 6 月に公布され、翌年 6 月に施行された。

日本の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

【コーポラティブハウス】

「Cooperative House」。住宅を建築する際、住み手が集まって協同組合方式で建てる集合住宅。

【GOSEN DREAM】

平成 7 年に発表された五泉市の産地オリジナルブランド。東京をはじめ各地でショーや展示販売会が行われ、ファッションタウン五泉への期待が高まっている。

【コミュニティ】

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域及びその人々の集団。地域社会。共同体。

【コレクティブハウス】

「Collective House」。私生活の領域とは別に共用空間を設け、食事・育児などを共にすることを可能にした集合住宅。

【食育】

生活や健康の基本である食生活に関する教育。食べ物のバランスよい摂取方法や、食品の選び方、食卓、食器といった食環境を整える方法、さらに食に関する文化など、広い視野から食について教育すること。

【職住近接】

働く場所と住む場所が同じ、または近くにあること

【水源涵養】

森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和させる機能。また川の流量を安定させる機能。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質を浄化する機能。

【生物多様性】

あらゆる生物種(動物、植物、微生物)と、それによって成り立っている生態系、さらに生物が過去から未来へと伝える遺伝子とを合わせたつながりをいう。「生態系の多様

性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」の3つのレベルがある。

- ・生態系の多様性：森林、里地里山、河川、湿原、干潟、サンゴ礁などいろいろなタイプの自然
- ・種の多様性：動植物から細菌などの微生物にいたるまで、様々な生物
- ・遺伝子の多様性：同じ種でも異なる遺伝子を持つことによる、形や模様、生態などの多様な個性

【第6次産業】

農業本来の第一次産業だけでなく、他の第二次・第三次産業を取り込むことから、第一次産業の1と第二次産業の2、第三次産業の3を足し算すると「6」になることをもじった造語。農業のブランド化、消費者への直接販売、レストランの経営などが挙げられる。

第一次産業に付加価値をつけて高度化を目指すという観点では1.5次産業化に類似しているが、6次産業は加工、流通を複合化させるという視点が、より明確である。

【他自然型の川づくり】

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境、並びに多様な河川風景を保全あるいは創出するために、河川の管理を行うこと。

【多面的機能】

ここでは食料生産、大気浄化、水害や土砂防災の防止、生物生息環境、景観形成など、農地や山林が有する機能をいう。

【地区計画】

都市計画法第12条の4第1項第1号に定められている、住民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画。都市計画法では、地区計画と「集落地区計画」、「沿道整備計画」、「防災街区整備地区計画」を合わせて地区計画等と定めている。

地区計画の方針に従って、地区計画区域の全部または一部に、道路、公園、広場などの配置や建築物等に関する制限などのうち必要なものを詳しく定める。

【地産地消】

「地元で生産されたものを地元で消費する」という意味。

近年、消費者の農産物に対する安全・安心志向の高まりや生産者の販売の多様化の取組が進む中で、消費者と生産者を結び付ける「地産地消」への期待が高まっている。

【TDM】

「Transportation Demand Management」の略称。交通需要マネジメント。

自動車利用者の行動を変えることにより、道路渋滞をはじめとする交通問題を解決する手法をいう。

「経路の変更」,「手段の変更(パークアンドライド等)」,「自動車の効率的利用(相乗り、カーシェアリング、共同集配等)」,「時間の変更(時差通勤、フレックスタイム制等)」,「発生源の調整(職住接近、在宅勤務、ロードプライシング等)」などがある。

【低未利用地】

ここでは、市街地内にあって都市的な有効活用が図られていない土地をいう。

使える状態であるのに活用されていない土地(空き地)、住宅、事業の用に供していない土地(農地、耕作放棄地、樹林地)など。

【デマンド対応】

利用者の要望(デマンド)に対する事業者の取組み。

【特別用途地区】

都市計画法第8条に規定されている「地域地区」のひとつで、都市計画法第9条に定める「用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため」の地区。「地場産業保全地区」など市町村独自の名称、規制内容を決定できる。

【都市計画区域】

都市計画制度上の都市の範囲。都市計画法第4条に規定されている。

都心の市街地から郊外の農地や山林のある田園地域に至るまで、人や物の動き、都市の発展を見通し、地形などから見て、一体の都市として捉える必要がある区域を都市計画区域として指定する。一般には、これに加え土地利用の規制・誘導、都市施設の整備、市街地開発事業等を行い、総合的に整備、開発及び保全を図る区域である。

【2次医療】

比較的専門性の高い外来医療や一般的な入院医療。

このほかに1次医療(かかりつけ医など、身近な医療)、3次医療(2次医療より高度・特殊・専門的な医療)がある。

【二地域居住】

都会に暮らす人が、週末や一年のうちの一定期間を農山漁村で暮らすこと。

【ニューツーリズム】

従来の物見遊山的な観光旅行に対して、テーマ性が強く、人や自然とのふれあいなど体験的要素を取り入れた新しいタイプの旅行と旅行システム全般をいう。

産業観光、エコツーリズム、グリーンツーリズム、ヘルスツーリズム、ロングステイなどが挙げられる。地域の立場から特性を活かすことが必要で、その意味でニューツーリズムは地域活性化につながる新しい旅行の仕組み全体を指すとも言える。国土交通省が定義、主導し、公募型実証実験を行うなどニューツーリズムの創出を支援している。

【農家レストラン】

農家自身が経営や調理にあたるレストランのこと。主に自作または地元産の食材を用いた料理を提供する。

【農業振興地域整備計画】

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき優良な農地を保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施するため市町村が定める総合的な農業振興の計画。

【農業体験】

主に都市居住者が地方の農山村に行き、地元農家等とともに農作業を行うことをいう。田植えや稲刈りの体験等を通し、地元住民と交流すること。

【農村集落地域】

ここでは、都市計画区域内にあって、五泉地域と村松地域の2つの市街地を取り囲む農村集落等の居住地や水田・畑等を中心とした農用地などにより構成される地域をいう。

【パークアンドライド】

郊外にあるバスの停留場の近くまで自家用車や自転車・原付きバイクで行き、そこに併設された駐車場に駐車して（park）そして（and）、バスなどの公共交通機関に乗る（ride）という意味。

【パートナーシップ】

「Partnership」。協力関係。共同。提携。

【バイオマス】

バイオ：「bio(生物、生命)」。マス：「mass(かたまり、集合体)」。バイオマス「biomass」は、生物量(一定範囲内の生物の現存量)であり、エネルギーとして使用される動植物のことを総称する。

【ハザードマップ】

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図

【バスベイ】

バス停付近にあるバスの停車のための道路のふくらみ。

【バリアフリー】

「バリア(障壁)」を「フリー(のぞく)」。障壁となるものを取り除き、生活しやすくすることを意味する。主に建物内の段差など、物理的な障壁の除去をいう。

【ハンブ】

自動車の速度を落とさせるため、道路上に設ける高さ 10 センチほどの凸部。

【まちづくり協議会】

主として関係者など事前に決められた委員により、まちづくりに関わる内容を協議する場。

【まちづくり交付金】

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るため平成 16 年度に創設された制度。

市町村が作成した都市再生整備計画に基づいて実施される事業に対して交付金を交付する制度であり、従来の補助事業に比べ、市町村の自主性・裁量性が大幅に向上することから、地域の創意工夫を活かした総合的・一体的なまちづくりをすすめることが可能となる。

【まちづくり三法】

土地の利用規制を促進するための改正「都市計画法」、生活環境への影響など社会的規制の側面から大型店出店の新たな調整の仕組みを定めた「大規模小売店舗立地法」、中心市街地の空洞化を食い止め活性化活動を支援する「中心市街地活性化法」の 3 つの日本の法律を総称している。

【街なか居住再生ファンド】

平成 17 年度の国の予算で創設された都市の中心部への居住を推進するための新しい制度。中心市街地等で行われる民間の多様な住宅等の整備事業を対象とし、それらの事業を主な目的として設立される会社に対し出資を行うことにより支援する。

【マルチハビテーション】

「Multihabitation」。一つの世帯が複数の住居をもち、必要に応じて住み分けること。複数地域居住。

【ミニ開発】

ここでは開発許可を要しない、面積 3,000 m²未満の小規模な開発をいう。特に市街地郊外の優良農地等に無秩序に開発が行われるケースが多く、幹線道路への新たな道路整備や下水道の整備など、追隨的な公共投資を要し非効率的なまちづくりが行われる原因となることが多い。

【モビリティ・マネジメント】

「Mobility Management (略称 MM)」。

多様な交通施策を活用し、個人や組織・地域のモビリティ(移動状況)が社会にも個人にも望ましい方向へ自発的に変化することを促す取組みをいう。

【遊休農地】

農業担い手の高齢化、農家戸数の減少や米価を中心とした農産物価格の低迷などから発生する耕作放棄地や不作付け地などをいう。

【ユニバーサルデザイン】

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいう。

【ライフステージ】

日常生活の場面。通勤、通学、買物、通院など。

【緑被率】

ある地域又は地区における緑地（被）面積の占める割合。平面的な緑の量を把握するための指標。